

# 一般社団法人遠心分離アフエレーシス技術フォーラム定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人遠心分離アフエレーシス技術フォーラムと称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を栃木県下野市に置く。

(目的)

第3条 本法人は、遠心分離を用いて行うアフエレーシス技術についての情報交換や学術交流を行うことにより、遠心分離アフエレーシス技術に関する研究の進歩と知識の普及を図りながらオペレーションの標準化や質・安全性の向上を目指し、もって医療技術および学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 研究集会、学術講演会等の開催
- (2) 調査及び研究の実施
- (3) 広報活動
- (4) 意見の表明
- (5) 関係学術団体との連絡及び協力
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 本法人の公告は、電子公告により行う。

## 第2章 会員

(会の構成員)

第6条 本法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本法人の事業を援助する個人又は団体
- (3) 一般会員 本法人が提供するサービスの利用を主とする個人

(入会)

第7条 本法人の会員になろうとする者は、所定の方式により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 会員は、本法人の事業活動等に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 退会しようとする者は、所定の方式により申し出ること、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第49条第2項に定める総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 本法人の会員としての義務に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡又は失踪宣告、若しくは会員である団体が解散したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があった時

### 第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、第6条に規定する正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款並びに定款施行細則の変更
- (6) 学術集会会長の選任に関する事項
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年度1回開催するほか、代表理事が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(招集)

第15条 定時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。代表理事は請求があった日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、方式、目的事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに、全正会員に通知しなければならない。また、正会員に対し議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び正会員が議決権を行使するための書面を交付しなければならない。

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第16条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的方法をもって代表理事に意思表示することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使させることができる。代理権を証明する方法は、理事会の決議に基づいて代表理事が定めることとする。

- 2 理事会は、総会に出席できない正会員が、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨とその方法について決議を行うことができる。その場合は、書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の2週間前までに全正会員に通知しなければならない。

- 3 前2項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行うものとする。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち総会で議事録署名人に選任された2名の理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とする。

4 理事会の決議により、業務執行理事は、事務局長を兼ねることができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、第6条に定める正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、総会へ報告するものとする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、本法人を代表し、一切の会務を総括する。

3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、本法人の業務を分担執行する。

4 代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、業務執行理事がその業務にかかる職務を代行する。

5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を要請する。

4 監事は理事会に出席しなければならない。ただし、議決には加わらない。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、役員が正会員以外である場合は報酬等を支給することができる。

2 役員が職務を執行するに当たって負担した費用については、当該費用を支給する。

3 報酬等の支給について必要な事項は、総会において定める総額の範囲内で、理事会の決議を経て、代表理事が定める。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引

(3) 本法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 本法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 本法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本法人の業務執行の決定

(2) 総会の招集に関する事項の決議

(3) 事業計画及び収支予算の決議

(4) 定款及び総会の議決に基づく会務

(5) 理事の職務の執行の監督

(6) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(7) 監事の推薦

(8) 会員の資格停止に関する事項の決議

(9) その他本法人の組織及び運営に関する重要事項

(開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 定例理事会は、毎年2回以上開催する。
- (2) 代表理事が必要と認めたときは臨時理事会を開催することができる。
- (3) 各理事から会議の目的である事項を示した書面をもって召集の請求があったとき、及び第24条第3項の規定により監事から召集請求があったときは、代表理事はその請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事いずれもが理事会を招集することができる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 3 決議には、議長は加わることができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

(委員会)

第39条 理事会は、本法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の下に委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

## 第6章 資産

(資産の構成)

第40条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の決議による。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第42条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(暫定予算等)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の決議を経て、暫定予算として本予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。また、必要に応じ補正予算等を作成し、理事会の承認を得ることができる。

- 2 前項の暫定予算の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属証明書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属証明書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(経費の支弁)

第46条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(剰余金の不分配)

第47条 本法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

第51条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

(事務局)

第52条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局には、所要の事務員を置くことができる。

4 事務局長は、理事会の同意を得て代表理事が任免し、事務員は事務局長が任免する。

(施行細則)

第53条 この定款の施行についての細則その他法人の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。